

平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 90名

被告 東京電力株式会社, 国

第10 準備書面

(被告東電による賠償の枠組みについて)

2014(平成26)年6月9日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌

外

第1 本書面の目的

本書面では、これまで被告東電によって行われてきた本件原発事故に係る損害賠償の基本的な枠組みについて論ずることとする。

個々の原告についての受領費目と受領額については、追って、原告と被告東電のいずれにおいて主張・立証すべきかを裁判所と協議した上で対応を決することとしたい。

なお、以下に述べる被告東電による賠償は、全て、いわゆる請求主義で実施されており、被害者が書面によって請求して初めて賠償が進められている。したがって、以下に述べる各種賠償は、一定の要件を充たせば自動的に支払われるわけではなく、請求書類を提出した被害者には支払われているという趣旨である。

第2 仮払補償金

- 1 本件原発事故に係る被告東電による損害賠償は、「仮払補償金」と称する一時金の支払いから始まった。その支払の経緯と支払内容の概要は、以下のとおりである。
- 2 被告国に設置された「原子力発電所事故による経済被害対応本部」（本部長：海江田万里原子力経済被害担当大臣（当時））は、平成23年4月15日、「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」（甲C3）を決定した。その中で、同本部は、「東京電力㈱は、被災者生活再建支援法の規定により地震や津波により家屋が倒壊した被災者に支給金が支払われることを踏まえつつ、避難・屋内退避による損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに給付する。なお、この資金については、将来、具体的な損害が確定した段階で発生する損害賠償額の仮払いと位置づけるものと」するとしている。
- 3 被告東電は、上記決定を受け、同日、本件原発事故により避難を余儀なくされている被害者らに対し、避難による損害への充当を前提に、当面の必要な資金を「仮払補償金」として支払うことを発表した。その金額は、1世帯当たり100万円、ただし、単身世帯は75万円とされた。

更に、被告東電は、平成23年7月5日、後述する原賠審が策定した指針のうち第二次指針追補の策定を受けて、避難者各自に対し、10万円乃至30万円の「追加仮払補償金」を支払うことを発表した。

- 4 上記「仮払補償金」及び「追加仮払補償金」の実際の支払事務は、被告東電において福島県内の自治体の協力を得るなどして実施された。

なお、この「仮払補償金」及び「追加仮払補償金」は、実際に、その後の本賠償の中で既払い金として扱われて精算が行われている。ちなみに、本来は個人に帰属するはずの損害賠償金の内金が一括して世帯主に支払われたため、本賠償時の精算において混乱が生じた事案が散発しているが、本件訴訟との関連

性は現時点では希薄と思われるので詳述は割愛する。

- 5 最後に付言するが、上記決定が「損害賠償額の仮払いと位置づける」と明言しているにも関わらず、被告東電が一般的に違法性を前提としない「補償金」という用語を用いている。この点の被告東電の姿勢には、被告東電が規制者である被告国の規制に容易には従おうとせず、これに食い下がって規制を骨抜きにしてきた体質が垣間見える。

第3 中間指針に依拠した被告東電の賠償の枠組み

1 「避難等対象者」と「自主的避難者」

被告東電により実施されている損害賠償は、原賠審が策定した別紙記載の8本の指針に依拠して行われている。

これらの指針は、避難者に対する損害賠償に関しては、「避難等対象者」と「自主的避難者」を峻別して賠償の内容を定めており、被告東電は、その区別に従って損害賠償を実施している。

「避難等対象者」とは、警戒区域からの避難者など、政府による避難指示や南相馬市からの避難要請などに基づいて避難した者をいう（詳細は乙C1の1の6頁以下参照）。概括的なイメージとしては、福島第一原子力発電所から半径30キロメートル圏内の地域からの避難者、及び、その圏外で特に放射線量が高く避難が求められるとして政府が指定した地域からの避難者である。

他方、「自主的避難者」とは、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町及びいわき市からの避難者である（ただし、これらの市町村からの避難者のうち、特定避難勧奨地点に指定された地点からの避難者など、「避難等対象者」に該当する者は除かれる。乙C1の2の2頁以下参照）。

2 避難等対象者に対する賠償の概要（特に、精神的損害について）

- (1) 避難等対象者に対しては、検査費用、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害（逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等）、精神的損害、就労不能等に伴う損害、財物価値の喪失又は減少等が支払われている。

本訴における請求は精神的損害に係るものであり、本訴請求との異同が問題となり得るので、以下、生命・身体的損害に係る精神的損害と、それとは別の精神的損害（以下、「日常生活阻害慰謝料」という。）の内容について明らかにしておくこととする。

- (2) 生命・身体的損害に係る精神的損害

被告東電は、入通院に関する慰謝料については、診療期間の日数と実受診日数の2倍の日数を比較し、いずれか少ない日数に4200円を乗じた金額を精神的損害として賠償している。

また、被告東電は、避難に起因して死亡した場合には、1800万円を基準として精神的損害を算定しているようである。

以上の算出方法や金額に鑑みれば、生命・身体的損害に係る精神的損害は、入通院を強いられたこと、又は、死亡そのものに対する慰謝料に限定されたものと解される。

なお、念のため付言するが、本件事故の被害者の中には、生活環境の悪化や深刻なストレスによって体調に変調を来している人が非常に多いが、それらの人が必ず入通院しているわけではない。例えば、慢性的な疲労や倦怠感、抑うつなどの症状があっても病院を受診しない人が多いことは公知の事実と思われる。原告が本訴で請求する慰謝料は、そういった事情も包摂する包括的な請求であり、入通院日数を元に計算式によって算出されるような精神的損害とは本質的に異なる。

- (3) 日常生活阻害慰謝料

ア 中間指針は、避難等対象者各自について、本件原発事故発生から6か月間（第1期）は月額10万円（ただし、避難所・体育館・公民館等に避難

していた期間は月額12万円)、その後の6か月間(第2期)については月額5万円の精神的損害を目安として定めた(乙C1の1の18頁)。

このうち第2期が5万円に減額されることについては、被害者が置かれている現実に反するとして被害者や社会からに猛烈な批判が起こり、被告東電が減額せずに月額10万円を支払うことで収まりを見せた。

第二次追補(乙C1の3)は、避難区域等を「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3類型に再編することを前提に、中間指針では6か月間とされていた第2期の終期を上記3類型に再編される時点まで延長した上、「避難指示解除準備区域」からの避難者については月額10万円の賠償を継続し、「居住制限区域」からの避難者には月額10万円の賠償と2年分一括240万円の請求のいずれかの選択を認め、「帰還困難区域」からの避難者については600万円の一括賠償とした。

イ この日常生活阻害慰謝料の趣旨に関しては、中間指針(乙C1の1)や第二次追補(乙C1の3)は種々述べているところである。しかし、この日常生活阻害慰謝料に係る「月額10万円」のドグマが現れたのは、平成23年6月20日に策定された第二次指針追補においてであるが、当時は、本件原発事故から約3か月しか経過しておらず、避難者の実態も放射性物質による汚染の深刻さも帰還の目処も、まだ誰にも皆目見当が付かない時期であった。そのため、中間指針における説明は、実態にそぐわない机上のものと言わざるを得ず、また、第二次追補の説明も場当たりの感は否めない。

とりあえず、本書面では以上の点を指摘するに止め、追って、被告東電からこの点に関する主張がなされると思われるので、それを踏まえて改めて反論することとしたい。

3 自主的避難者に対する賠償の概要

(1) 中間指針追補は、自主的避難区域の住民に関し、避難した者(いわゆる自

自主的避難者)と滞在者を同列に扱い、子どもと妊婦については本件原発事故から平成23年12月末までの損害として各自40万円、その余の者については本件原発事故発生当初の損害として各自8万円の賠償を定めている(乙C1の2)。

被告東電は、上記中間指針追補を踏まえ、18歳以下の子どもと妊婦には20万円を上乗せして各自60万円を、それ以外の自主的避難者には各自8万円を支払っている。

この60万円と8万円の趣旨について、中間指針追補や被告東電は、生活費の増加費用と日常生活阻害慰謝料等を合算したものであるとしているが、被害に見合った合理的な金額とは到底言えるものではない。

- (2) また、第二次追補は、自主的避難者の平成24年1月以降の賠償について、「少なくとも子供及び妊婦については」と主体を限定した上で、生活費の増加費用と日常生活阻害慰謝料等が賠償の対象になる旨を定めている(乙C1の3)。

被告東電は、上記第二次追補を踏まえ、18歳以下の子どもと妊婦に対し、平成24年1月1日から同年8月31日までの日常生活阻害慰謝料として8万円、及び、賠償の対象期間を定めずに生活費の増加費用等として4万円の合計12万円を支払っている。

これも、上記(1)と同様、被害に見合った合理的な金額とは到底言えるものではない。

- (3) なお、被告東電は、原賠償の指針よりも賠償の対象者を広げている部分はあるが、賠償額自体については頑なな態度を取っており、原紛センターに和解仲介手続が申し立てられ、原紛センターから和解案が示されない限りは、上記定額の賠償金以外には一切の賠償に応じていないものと承知している。

以上

別紙

策定日	名称（略称）	証拠
H23.4.28	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針（ 一次指針 ）	
H23.5.31	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針（ 二次指針 ）	
H23.6.20	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補（ 二次指針追補 ）	
H23.8.5	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（ 中間指針 ）	乙C1の1
H23.12.6	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（ 中間指針追補 ）	乙C1の2
H24.3.16	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）（ 第二次追補 ）	乙C1の3
H25.1.30	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）（ 第三次追補 ）	
H25.12.26	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）（ 第四次追補 ）	